

令和7年4月30日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和7年4月30日(水) ～ 令和7年5月29日(木)							
場 所	－							
内 容	諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。 記 <table><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事】 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町1番1号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>新明和工業(株)が、機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」該当 第3第3項適用</td></tr></table>		指名停止業者	【登録部門:建設工事】 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町1番1号	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	新明和工業(株)が、機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」該当 第3第3項適用
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町1番1号							
指名停止期間	1か月							
指名停止の理由	新明和工業(株)が、機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」該当 第3第3項適用							
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:靄田、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp							
担当課	同上							
備 考 (記事解禁日等)								